

**静岡県告示第278号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

| 路線名     | 供用開始の区間         | 供用開始の期日  |
|---------|-----------------|----------|
| 船原西浦高原線 | 沼津市西浦古字芝草324番の3 | 令和7年4月1日 |

=====

**静岡県告示第279号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

| 路線名    | 供用開始の区間                                  | 供用開始の期日  |
|--------|------------------------------------------|----------|
| 富士宮芝川線 | 富士宮市羽鮎字横林1160番の3から<br>富士宮市羽鮎字横林1166番の5まで | 令和7年4月1日 |

=====

**静岡県告示第280号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年4月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

| 路線名   | 供用開始の区間                                            | 供用開始の期日  |
|-------|----------------------------------------------------|----------|
| 焼津榛原線 | 焼津市利右衛門字天王 1087 番の 2 から<br>焼津市利右衛門字天王 1087 番の 3 まで | 令和7年4月1日 |